

# クラウドファンディング取扱要綱

杏林大学 公的資金企画管理課

## 目次

### 【クラウドファンディングについて】

- 1-1 クラウドファンディングとは・・・・・・・・・・・・・・3
- 1-2 クラウドファンディング事業者について・・・・・・・・・・3
- 1-3 クラウドファンディングの種類について・・・・・・・・・・3

### 【クラウドファンディング事業の実施について】

- 2-1 寄附金目標額・方式・手数料・・・・・・・・・・・・・・4
- 2-2 申請からプロジェクト募集開始までの手順・・・・・・・・・・5
- 2-3 プロジェクト募集・・・・・・・・・・・・・・5
- 2-4 寄附金執行開始から事業終了までの手順・・・・・・・・・・5

### 【学内規程】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

- (様式1) 事業実施申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- (様式2) 事業実施(経過・成果)報告書・・・・・・・・・・9

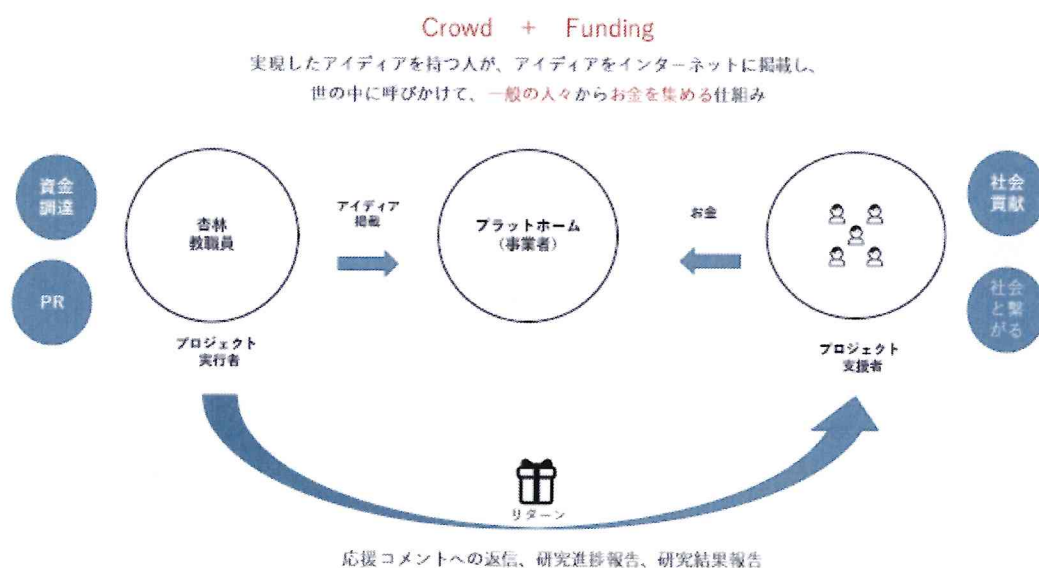
本学では研究活動を通じて社会貢献に資することを目的に、クラウドファンディング事業を実施します。

クラウドファンディングを通じた各プロジェクトへのご寄附は、税制上の優遇措置（寄附金控除）を受けることができるため、寄附者（支援者）にとっても大きなメリットがあります。

また、各プロジェクトの実施責任者は募集にあたっては本学のロゴマークの使用が可能です。るとともに、大学ホームページ等を通じて広報活動を行うことができます。

### 1-1 クラウドファンディングとは

クラウドファンディング（Crowdfunding）とは群衆（Crowd）と資金調達（Funding）を組み合わせた造語で、インターネットを通して自分の活動や目標を発信することで、想いに共感した人や活動を応援したいと思ってくれる人から資金を募るしくみです。



### 1-2 クラウドファンディング事業者について

READYFOR 株式会社と業務提携を結び、事業を推進していきます。

### 1-3 クラウドファンディングの種類について

本事業で募集できるのは寄附型（返礼は対価性のないもの）のみとします。

## 2-1 寄附金目標額・方式・手数料等

### (1) 最低目標金額

200 万円以上とします。

### (2) 寄附金募集方式

All or Nothing 方式（※）

※募集期間内に目標額に達成した場合のみ入金されます。目標額を達成できなかった場合は、寄附金は支援者に全額返金（手数料はかからず）されます。

### (3) 募集期間

10～59日間（公開日を含まず）

### (4) 手数料

寄附金総額に対して、以下の手数料（21.5%）がかかります。手数料控除後の金額が執行可能額となります。

- ・クラウドファンディング事業者：寄附金総額の 16.5 %（手数料 15% + 税）
- ・本学分：寄附金総額の 5%（※）

※本事業にかかる管理経費にあてさせていただきます。

### (5) 税制上の優遇措置

本事業を通じた各プロジェクトへのご寄附は、税制上の優遇措置（寄附金控除）を受けることができます。領収証は杏林学園より支援者に発送します。

個人：特定公益増進法人に対する寄附金として個人の所得から控除され、税制上の優遇措置を受けられます。

法人：文部科学省から「特定公益増進法人の証明書」の交付を受けており、寄附金を当該事業年度の損金に算入することができます。

### (6) 寄附金の使用にあたり留意いただきたいこと

「杏林大学における研究資金獲得のためのクラウドファンディング事業に関する規程」ならびに「クラウドファンディング取扱要綱」を遵守してください。

### (7) その他

- ・クラウドファンディング事業者との間で準備を開始した後やプロジェクト開始後に事業を中止することはできません。
- ・「クラウドファンディング事業実施申請書（様式 1）」を提出いただいた後に、学内審査で約2か月、クラウドファンディング事業者と協働でのプロジェクトページの作成等で約2か月と寄附金募集開始までに約4か月要します。

## 2-2 申請からプロジェクト募集開始までの手順

### ① 【事前相談】

実施責任者は本申請を行う前に必ず公的資金企画管理課へ申し出て下さい。申請内容について事前に確認をさせていただきます（必要に応じクラウドファンディング事業者を交え打合せをさせていただきます）。

※「クラウドファンディング事業実施申請書（様式1）」を記入の上相談ください（この時点では学部長印は不要です）

### ② 【本申請】

上記①での相談を経たうえで、実施責任者は所属上長（教室主任、学科長等）・学部長（押印要）の確認後に「クラウドファンディング事業実施申請書（様式1）」を公的資金企画管理課へ提出して下さい。

③ 研究推進委員会及び教授会で審査の上、学長が実施の可否を決定します。

④ 実施の可否は公的資金企画管理課を経由し実施責任者に通知します。

⑤ クラウドファンディング事業者との打合せ（プロジェクト募集ページの作成等）の後、クラウドファンディング事業者の審査を経てプロジェクト募集が開始されます※。

※寄附金総額が400万円以上の場合

## 2-3 プロジェクト募集

・募集期間内に最低目標金額に達した場合は寄附金を受け取ることができます。

## 2-4 寄附金執行開始から事業終了までの手順

① 公的資金企画管理課より実施責任者にプロジェクトコードが通知されます。

※プロジェクトコードが通知されたのち、寄附金の執行が可能となります

※執行可能額は、クラウドファンディング事業者並びに本学の手数料控除後の金額となります

② 杏林学園経理課より支援者へ領収証が発送されます

③ 実施責任者は支援者へ以下の対応を行っていただきます

・寄附お礼状の作成：上記①の領収証送付時に同封します

・コメントへの返信ならびに進捗状況の報告：随時（プロジェクトページ上での対応）

・事業の成果報告：プロジェクト終了後（プロジェクトページ上での対応）

④ 実施責任者は学長宛て（公的資金企画管理課経由）に以下の書類を提出いただきます

・「クラウドファンディング事業実施（経過）報告書（様式2）」：年度ごと

・「クラウドファンディング事業実施（成果）報告書（様式2）」：事業終了後

問合せ先

公的資金企画管理課

依田（内線 3244）・高木（内線 3245）

## 杏林大学における研究資金獲得のためのクラウドファンディング事業に関する規程

制定 令和5年10月16日

(趣旨)

**第1条** 本規程は、杏林大学（以下「本学」という。）において研究活動を通じて社会貢献に資することを目的に、クラウドファンディング事業を行うにあたり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) クラウドファンディング インターネットを通じて事業内容を公開し、賛同を得た不特定多数の支援者から支援金を募ることをいう。
- (2) クラウドファンディング事業 クラウドファンディングの実施及びそれにより受け入れた支援金により実施するプロジェクトをいう。
- (3) クラウドファンディング事業者 本学のクラウドファンディングの実施に係る業務を委託された者をいう。
- (4) 支援者 クラウドファンディング事業者を介して本学の教育・研究活動のために支援金を提供した者をいう。
- (5) 実施責任者 クラウドファンディング事業の遂行に責任を負う本学教職員をいう。
- (6) 寄附金 支援者から受け入れた支援金をいう。

(実施の申請)

**第3条** 実施責任者は、クラウドファンディング事業を実施しようとするときは、学部長の確認を得たうえで事前に別紙様式1により学長へ申請しなければならない。

(事業の決定)

**第4条** 前条の申請があったときは、実施の可否を次に掲げる手順によって決定する。

- (1) 学部長による確認
- (2) 研究推進委員会での審査
- (3) 教授会での審査
- (4) 学長による承認

- 2 前項（1）号では次に掲げる事項を確認するものとする。
  - 1) 本学の目的・使命に沿った内容であること
  - 2) 社会的な信頼性を損なう恐れがないこと
  - 3) クラウドファンディングを実施する必要性があること
  - 4) 本学の教職員が実施する事業として適当であること
  - 5) 事業計画及び実施スケジュールが適当であること
  - 6) 支援金の目標額の設定が適当であること
  - 7) 返礼の内容が適当であること
  - 8) 総合的に判断し、事業を実施することが適当であること

（寄附金の受入れ及び管理）

**第5条** 寄附金の受入れ及び管理については、本規程に定めるもののほか、学校法人杏林学園  
経理規程その他学内規則の定めるところによる。

2 寄附金を受け入れた際は、クラウドファンディング事業者への手数料のほか、本学事務  
手数料として寄附金総額の5%を拠出するものとする。

（実施責任者の責務）

**第6条** 実施責任者は、学部長の指導の下、承認を得た計画通りに遂行しなければならない。

2 実施責任者は、各年度終了後速やかに、学部長の承認を得たうえで別紙様式2により  
学長へ報告しなければならない。

3 実施責任者は、学部長の承認を得たうえで事業の経過（随時）、成果（事業終了時）  
を支援者へ報告しなければならない。

（事務）

**第7条** クラウドファンディング事業の実施に関する事務は、公的資金企画管理課が担当す  
る。

（改廃）

**第8条** 本規程の改廃は、運営審議会の議を経るものとする。

## 附 則

本規程は、令和5年11月1日より施行する。





様式 2

年 月 日

学長 殿

(公的資金企画管理課経由)

学部長 \_\_\_\_\_ 印

クラウドファンディング事業実施（経過・成果）報告書  
クラウドファンディング事業の（経過・成果）報告をいたします。

|                                   |                                  |          |
|-----------------------------------|----------------------------------|----------|
| 事業名称                              |                                  |          |
| 実施責任者氏名                           | 印                                |          |
| 所属・職名                             |                                  |          |
| 実施期間                              | 年 月 日から 月 日まで                    |          |
| 寄附金額                              | 円                                | (目標金額) 円 |
| 使用経費内訳<br>(成果報告時は寄附金額<br>と一致させる。) |                                  |          |
| 事業報告                              |                                  |          |
| 所属上長承認                            | <input type="checkbox"/> 所属上長承認済 |          |

※記載しきれない場合は枠幅の変更・別紙の添付も可